

報道機関各位

下 関 市 立 大 学
学 長 川 波 洋 一

副学長の設置について

2020年4月1日の公立大学法人下関市立大学定款の変更に伴い、本学ではあらたに副学長を設置し、学校教育法に基づき学長のリーダーシップを発揮できる体制の整備を図ります。もって18歳人口が減少する時代に勝ち抜くための特色ある大学づくり、Society5.0の到来など変化する社会環境の中での高等教育ニーズへの的確な対応、公立大学の特性を生かした地域の活性化を支える人材の育成、教員の教育力、研究力の向上を目指します。また、事務総括担当の副学長を設置し、教員と事務職員の協働関係を構築し、それぞれの専門性を生かしながら未来を担う学生たちの高等教育を推進していきます。

このような方針のもと、学長の権限・責務の拡大に伴い、業務を機動的かつ効果的に進めるために2015年に改正されている学校教育法の趣旨を踏まえ本学としては初めて副学長を設置するものです。学校教育法では「学長の職務を助ける」に加え「命を受けて校務をつかさどる」こともできるようになっています。

副学長設置の概要は下記のとおりです。

記

- 1 副学長人員 2名(主に教育研究担当と主に地域連携、事務総括担当)
※4月に学長の申出に基づき理事長が任命する予定です。
※学長の代理順位は任命後に決定します。

- 2 設置根拠 学校教育法(抜粋)
第92条 略
 - 2 大学には前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
 - 3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
 - 4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

公立大学法人下関市立大学定款 (2020年4月変更後の抜粋)

第14条 市立大学に、副学長を置く。

2 副学長は、学長を補佐し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副学長を2人以上置いている場合は、学長があらかじめ定めた順位により、職務を代理し、又は行うものとする。

3 理事長は、副学長を理事に任命することができる。

3 公立大学の副学長の設置状況 (2018年公立大学協会調べ)

公立大学 92 大学中 61 大学が副学長を設置

4 副学長内定者

韓 昌完(ハン チャンワン)

現職 国立大学法人琉球大学教育学部 教授 専修主任(学科長)
公立大学法人下関市立大学理事(非常勤)(2020年1月1日～)

最終学歴 東北大学医学系研究科博士後期課程修了
東北大学経済学研究科博士後期課程修了

略歴 1969年9月17日生まれ
東北大学大学院医学系研究科 非常勤講師
韓国又松(ウソン)大学保健福祉学部 助教授
琉球大学教育学部 教授
公立大学法人下関市立大学理事(非常勤)

砂原 雅夫(スナハラ マサオ)

現職 公立大学法人下関市立大学理事・事務局長

最終学歴 岡山大学経済学部

略歴 1955年8月22日生まれ

下関市役所入庁
下関市福祉部長
下関市環境部長
下関市総合政策部長
公立大学法人下関市立大学理事・事務局長

【問い合わせ】

下関市立大学事務局長

砂原 雅夫

☎ 083-252-0288 (代)